

第2章 これまでの取組の成果と課題

1 これまでの取組と成果

本市では、平成 13（2001）年の条例施行以降、子どもの権利を保障するため、市政に対し子どもの意見を求めるための川崎市子ども会議や相談救済機関である人権オンブズパーソンの設置など各種制度を整備するとともに、これまで第1次から第6次までの行動計画を策定し、3つの基本目標を掲げて子どもの権利の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。これまでの行動計画の基本目標（P.21 参照）に基づく主な取組、第6次行動計画における取組及び成果指標に対する結果は、以下のとおりです。

（1）子どもの安心と自己肯定感の向上

→基本目標(1) P.21

子どもがあらゆる差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、子どもが安心して生きていくことができるよう、平成 24（2012）年に「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定、いじめ防止対策推進法²に基づいて平成 26（2014）年に「川崎市いじめ防止基本方針」を策定し、「かわさき共生＊共育プログラム」や「川崎市児童虐待対応ハンドブック」の作成などいじめや虐待防止に取り組んできました。

子どもの権利について子ども自身が理解し自己肯定感を持てるよう、市立学校での子どもの権利学習や、市民協働による「かわさき子どもの権利の日事業³」等の広報・啓発事業を実施してきました。また、子どもの成長段階に合わせて、理解しやすい広報資料として、アニメーションを使った映像資料や絵本、子ども向けの条例解説リーフレット等を作成し、活用を進めるなど子どもの権利についての理解と関心を深める取組を推進してきました。

<第6次行動計画における取組>

第8回の実態・意識調査（令和4（2022）年）では、条例を「知っている」と回答する学校や子どもに関わる施設の職員の割合は81.7%であり、第6次行動計画策定時の76.8%から4.9ポイント上昇しました。学校や子どもに関わる施設の職員、行政職員などは、条例について当然に理解している必要があるため、各種研修等において子どもの権利や条例についての資料提供、研修等への講師派遣などの取組を進めました。

また、個別の必要に応じた支援について、外国につながる子どもへの日本語指導体制の充実や、学校での情報提供やコミュニケーションを支援するための通訳機器の設置など一人ひとりに応じた支援を行いました。また、子どもや保護者が性別による差別や不利益を受けた

² いじめ防止対策推進法：平成 25（2013）年に定められた法律で、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等のための対策について定めるとともに、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

³ かわさき子どもの権利の日事業：条例で定めるかわさき子どもの権利の日（11月20日）にちなんで実施する子どもの権利の啓発事業。多くの市民活動団体の参画により事業の企画運営が行われています。

り適切な支援を受けることができずに孤立したりすることを防止するため、セミナーの開催や、学校における性の多様性プログラムや教職員研修等を通じて、LGBTをはじめとする性的マイノリティへの誤解や偏見をなくし、正しい理解を広める取組を進めました。

(2) 子どもの意見表明・参加の推進

→基本目標(2) P.21

子どもが市政や施設運営等に参加する仕組みとして、平成 14（2002）年に「学校教育推進会議」を設置しました。また、市・行政区・中学校区の「子ども会議」を開催するとともに、市子ども会議と行政区子ども会議との交流会を開催して子ども会議同士の交流を促進しました。

こども文化センター⁴に「子ども運営会議」を設置するなど子どもの意見表明と参加を推進してきました。

平成 16（2004）年、市ホームページ上に「こどもページ」を作成し、子どもの参加を支援しました。

<第6次行動計画における取組>

市子ども会議においては、公募で集まった子どもたちが自ら設定したテーマ（教育の多様性・川崎市の魅力発見・給食残食を縮減など）について検討を行い、市に意見表明を行うことができるように、必要な支援を行いながら推進しました。

特に、アンケート調査や関連施設の見学、市職員からの聞き取り調査などの活動への支援や、市子ども会議以外の幅広い子どもたちとの意見交換を行う場を用意することで、子どもの意見表明の機会を確保することができました。

その他、各局で実施している子どもを対象とした各種事業について、コロナ禍の影響を受け、中止せざるを得ない事業もありましたが、インターネットの活用や取組手法の変更など事業実施方法を工夫することにより、子どもが参加できる場を提供しました。

また、インターネットを活用して、普段から川崎のまちに対して思っていることやまちを良くするためのアイデアなど、令和4（2022）年12月から、子どもからの意見聴取の試行実施に取り組みました。

(3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

→基本目標(3) P.22

権利侵害からの相談・救済機関として、平成 14（2002）年に「人権オンブズパーソン⁵」を設置、平成 27（2015）年に「24 時間子供SOS 電話相談」を開設するなど、子どもの相談・救済に取り組んできました。

⁴ こども文化センター：児童福祉法第 40 条に規定する「児童厚生施設」で、子育て支援、小学生・中学生・高校生の居場所づくりを行うとともに、乳幼児から高齢者までの多様な世代が交流しながら主体的に活動できる地域の拠点施設として設置しています。

子どもの居場所⁶として、また、子どもが自由に安心して集うことができる拠点施設として、平成 15（2003）年に「川崎市子ども夢パーク⁷」を開設しました。更に、多世代で学ぶ生涯学習拠点として平成 26（2014）年に「地域の寺子屋⁸」を開設するなど、地域の教育力向上を図るとともに子どもの居場所づくりを推進してきました。

庁内体制については、平成 28（2016）年度にこども未来局を新設し、子どもの権利保障を子ども施策全体でより総合的に推進していく体制になりました。また、地域包括ケアシステム⁹を推進するため、平成 28（2016）年度に子どもや子育て中の親等を含む全ての人への切れ目のない一体的な支援等を実施する区役所地域みまもり支援センターを設置しました。

<第6次行動計画における取組>

子どもが困ったときに自分自身でも相談ができるよう、SOS カードや相談窓口を掲載した相談カード等を作成し、学校を通じて全児童生徒に配布するなど相談・救済についての周知に努めました。

地域における子育て及び教育環境の整備等について、各区役所地域みまもり支援センターにおいて子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催することで家庭と地域社会、関連施設及び団体相互の関係を深めて情報共有と相互協力により連携を強化し、各成長段階を通して子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援体制を構築しました。

第6次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向 I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

成果指標 条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合

第6次計画策定時	目標値	現状（令和4年）
49.7%（子ども：11～17歳）	54.0%以上	59.7%
38.3%（大人：18歳以上）	43.0%以上	42.3%

⁵ 人権オンブズパーソン：川崎市人権オンブズパーソン条例に基づき、子どもの権利侵害や男女平等に関する人権侵害について相談や救済の申立てができる機関。

⁶ 子どもの居場所：条例第 27 条では、子どもの居場所について、「子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係を作り合うことができる場所」が大切であるとしています。

⁷ 川崎市子ども夢パーク：条例の「子どもの居場所」「子どもの活動拠点」を具現化する施策の 1 つとして設置された施設であり、運営方法や利用のルール、行事企画などは子どもの参加により決定しています。

⁸ 地域の寺子屋：地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点となる場。各学校の開放施設等を活用し、平日週 1 回の学習支援、土曜日等月 1 回の体験活動・世代間交流を行っています。

⁹ 地域包括ケアシステム：誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域において、介護、医療、福祉、生活支援などの必要なサービスが必要な方に提供されるための仕組み。「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき同システムの構築を推進しています。

施策の方向Ⅱ 個別の支援

成果指標 子どもが生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」「だいたい思う」と回答する市民の割合

第6次計画策定時	目標値	現状（令和4年）
80.3%（子ども：11～17歳）	83.0%以上	89.7%
75.2%（大人：18歳以上）	77.0%以上	79.9%

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

成果指標 条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

第6次計画策定時	目標値	現状（令和4年）
22.6%	13.0%以下	17.5%

施策の方向Ⅳ 子どもの参加

成果指標 地域の話し合い（子ども会議、学校教育推進会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第6次計画策定時	目標値	現状（令和4年）
70.6%（子ども：11～17歳）	60.0%以下	78.9%

施策の方向Ⅴ 相談及び救済

成果指標 困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「したいと思わない」と回答する子どもの割合

第6次計画策定時	目標値	現状（令和4年）
52.4%（子ども：11～17歳）	47.0%以下	63.3%

2 子どもの権利をめぐる現状と課題

平成 17（2005）年度以降、3年を一期とした第1次～第6次の行動計画では、各種制度を整備するとともに、さまざまな取組を推進してきました。

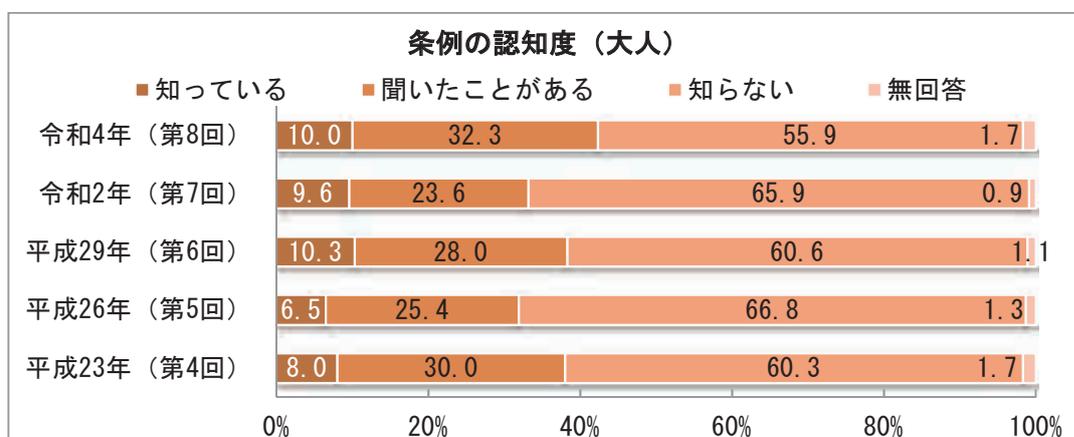
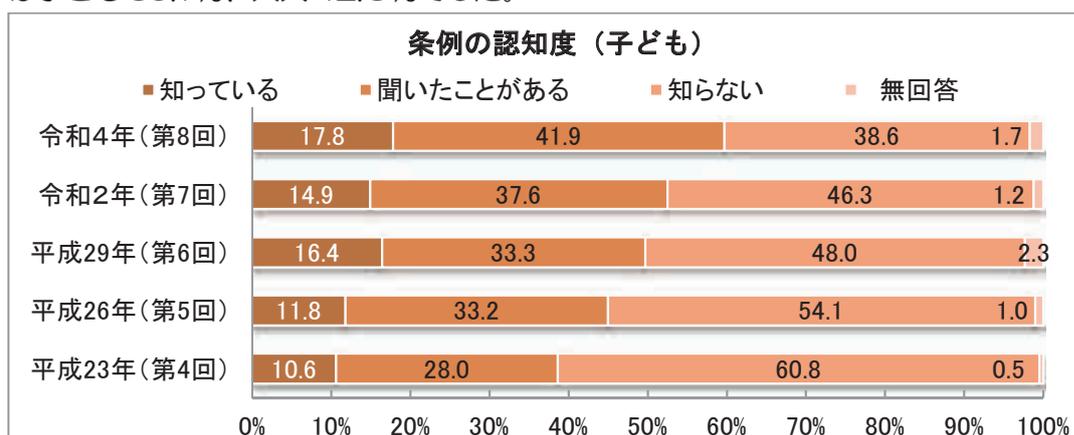
第8回の実態・意識調査等から、条例の認知度や子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済等など、本市の子どもの権利をめぐる現状について確認したところ、引き続き、その取組の推進が必要であることがわかりました。

そのため、第7次行動計画においても、5つの施策の方向に基づき、24の推進施策を進めていきます。

※統計資料は、端数処理を行っているためパーセンテージの合計が100と一致しないことがあります。

（1）条例と子どもの権利に関する意識の普及について（条例第6条関連）

第8回の実態・意識調査では、条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する割合は子ども59.7%、大人42.3%でした。



出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

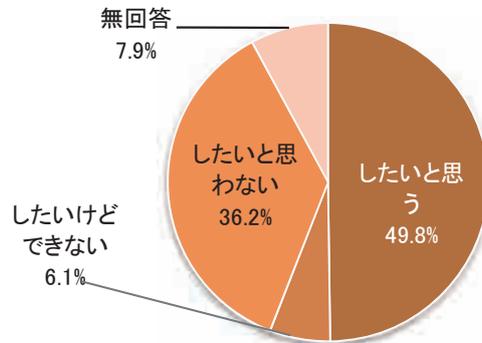
第1回の実態・意識調査（平成16（2004）年）では、子ども45.2%、大人31.0%という結果となり、以降、一時的に低下していた認知度は、子どもについては上昇していることから、権利学習やリーフレットの配布などの取組について一定の効果は認められますが、大人については30%から40%の間で停滞しており、周知方法の工夫が課題となっています。約4割の子どもと約6割の大人が条例を知らないことは望ましくなく、この結果を踏まえ市民の条例への理解と関心を広め、子どもの権利に関する意識の普及啓発が一層求められます。

〔第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅰ 推進施策（1） 取組②/P.30〕

（2）子どもの養育の支援について（条例第18条関連）

第8回の実態・意識調査では、「困ったり悩んだりしたとき、（相談・救済機関のうち）どこかに相談したいと思えますか。」という質問に対し、「どこに相談したらよいかわからない」、「相談実績等がわからず解決につながるのか不安」「他に相談できる人がいる」などといった理由により、42.3%の大人が「したいけどできない」、「したいと思わない」との結果でした。

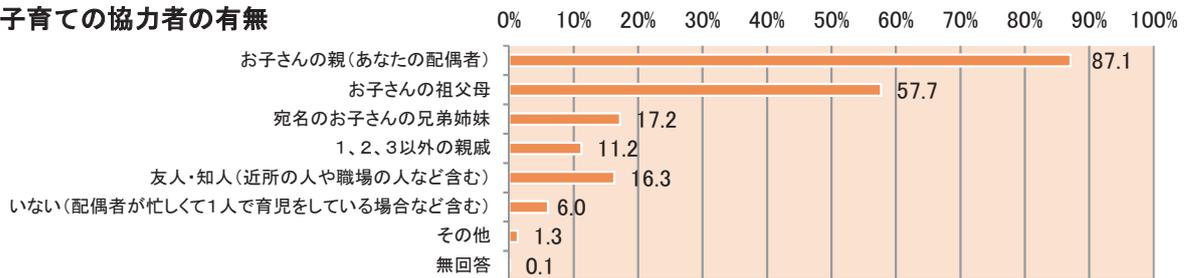
困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思うか（大人）



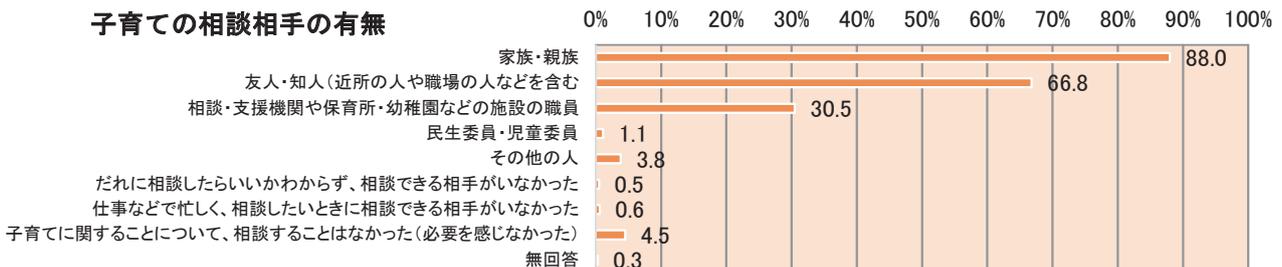
出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

令和2（2020）年の川崎市子ども・若者調査では、子育てにおいて普段協力してくれる方がいるか聞いたところ、「お子さんの親（あなたの配偶者）」が87.1%と最も高く、次いで「お子さんの祖父母」の57.7%となっています。また、子育てに関する相談を誰に相談したかについては、「家族・親族」が88.0%となっています。

子育ての協力者の有無



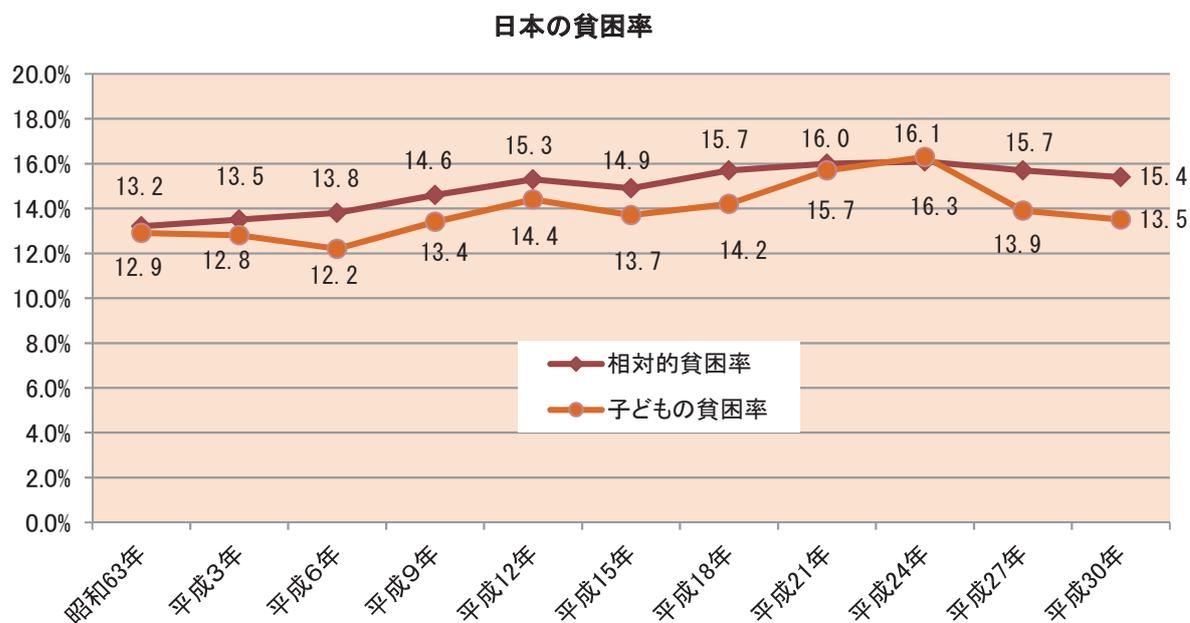
子育ての相談相手の有無



出典：川崎市子ども・若者調査（令和2年）

社会状況や子どもを取り巻く環境が変化する中で、子育てをする親等が地域の中で孤立することを防ぐことは課題であり、各種相談・救済事業等により支援を進めていく必要があります。

また、令和元（2019）年の国民生活基礎調査（厚生労働省）では、国の子どもの貧困率¹⁰は13.5%となっています。



出典：令和元年 国民生活基礎調査（厚生労働省）

貧困は、子どもの心身の成長や学力の向上に大きな影響をもたらす恐れがあり、子どもの権利に関わる課題の一つとして、経済的に困窮したりするなど子どもの養育が困難な状況にある親と子どもへの支援を一層進めていく必要があります。

[第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策（7） 取組⑬⑭/P. 34]

～ ヤングケアラー ～

通学や仕事のかたわら、家族の世話や家事などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを一般的に「ヤングケアラー」と呼んでいます。その背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった要因があると考えられます。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育、友人や周囲との関係などに影響があるにもかかわらず、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいといった課題があります。

国においては、厚生労働省と文部科学省が連携して、福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを設置して、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるための検討結果をまとめました。国が行った実態調査（令和3（2021）年3月）では、本人にヤングケアラーという自覚がない者も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況が伺えるという報告がなされました。

各地域において、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けて、福祉機関と教育機関を中心とした関係機関・団体が連携しながら取組を進めていくことが求められています。

¹⁰ 子どもの貧困率：子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得（いわゆる手取り収入）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子どもの割合をいいます。

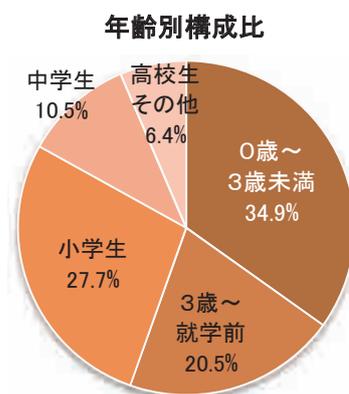
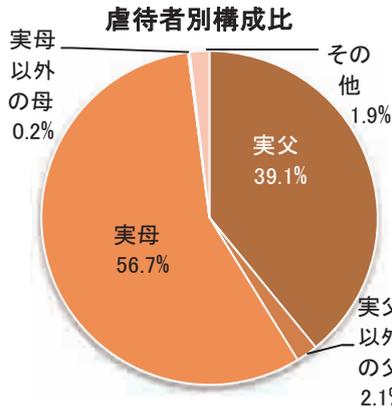
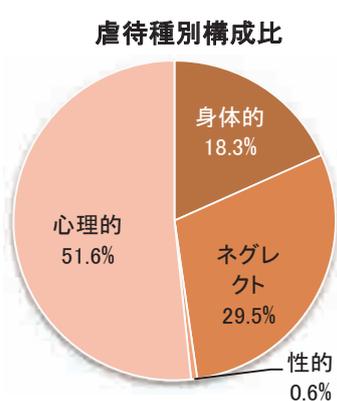
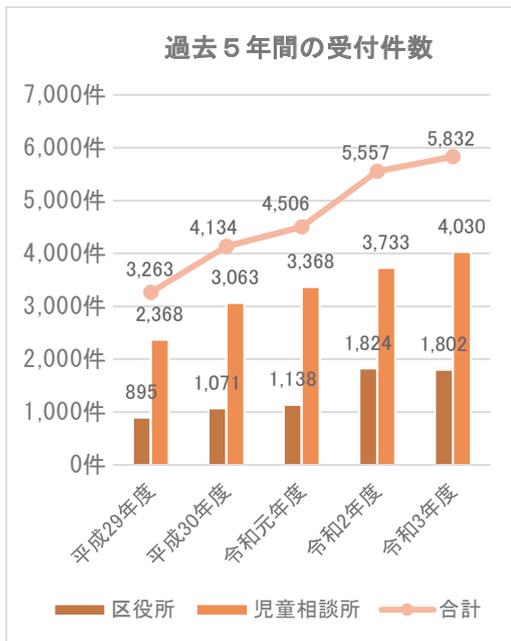
(3) 児童虐待について（条例第 19 条関連）

川崎市内の児童相談所が受理した児童虐待相談・通告件数は、平成 22（2010）年度以降年間 1,000 件を超える相談・通告を受け付けており、平成 30（2018）年度に 3,000 件、令和 3（2022）年度には 4,000 件を超える状況となっています。平成 25（2013）年度から区役所及び地区健康福祉ステーションでも相談通告を受理することとなり、平成 30（2018）年度に 1,000 件を超える状況となっています。令和 3（2021）年度は、児童相談所と区役所を合わせ、全市で 5,832 件であり、増加の傾向が続いています。

虐待種別では、心理的虐待の相談・通告件数が増加しており、全体の 5 割を超えています。心理的虐待には配偶者間暴力（DV）の目撃、近隣からの泣き声通告も含まれています。（平成 16（2004）年からの改正児童虐待の防止等に関する法律で子どもの面前での配偶者間暴力は心理的虐待となっています。）

年齢別では 0 歳から就学前の子どもが 55.4% と半数以上を占め、次いで小学生は 27.7%、中学生は 10.5% となっており、虐待を受けている子どもの約 8 割は小学生以下となっています。

虐待者別では、主な虐待者は実母が 56.7% と最も多くなっています。



出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書（令和 3 年度版）

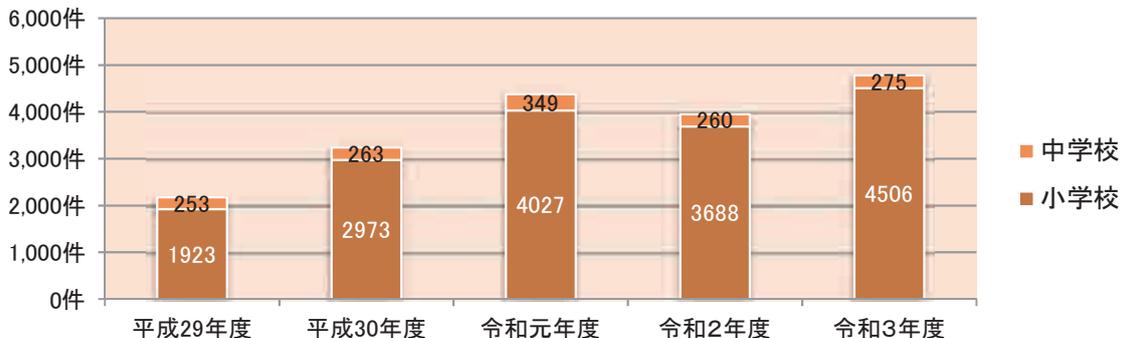
児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、親支援等を通じて予防する必要があります。また、学校や子どもに関わる施設の職員の知識・知見の習得と数多くの現場経験を積むことによる専門性の確保も課題であり、未然防止及び早期発見・早期対応への取組をより進めていく必要があります。

〔第 7 次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑩⑪⑫/P. 35〕

(4) いじめについて (条例第24条関連)

令和3(2021)年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、川崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、4,781件でした。

川崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数



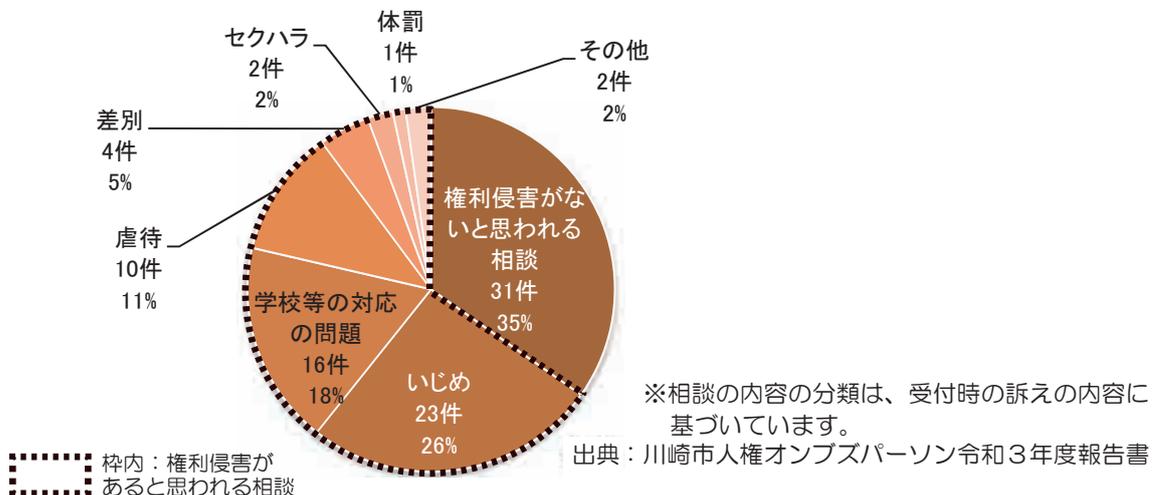
出典：令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (川崎市・文部科学省)

いじめの解消率は、小・中学校あわせて77.6%で、令和2(2020)年度の70.6%から7ポイント増加しています。

文部科学省は、積極的にいじめを認知することとし、いじめの認知件数が多いことについては、肯定的に評価しています。いじめを受けている児童生徒から明確ないじめのサインが出されることが少ないものと考え、児童生徒に関わる大人は訴えを待つ受け身ではなく、積極的に情報を得る意識といじめ防止に向けての速やかな行動が必要となります。今後も学校と連携して、いじめを積極的に認知することが対応の第一歩であることを念頭に置き、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応する必要があります。

また、令和3(2021)年度の人権オンブズパーソンの相談内容においては、権利侵害があると思われる相談58件の中で、いじめに関する相談が最も多く、23件(26%)となっています。

人権オンブズパーソンにおける子どもの相談内容



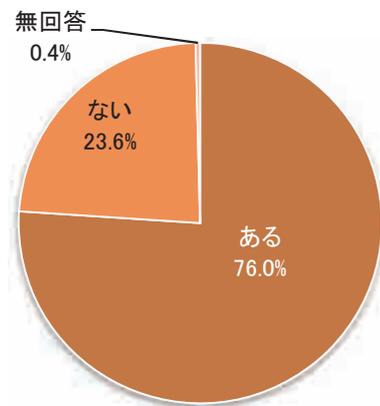
いじめは子どもの権利の重大な侵害であり、学校や子どもに関わる施設の職員に対する人材育成等による専門性を確保することは課題です。また、職員個人で抱え込まず学校や施設全体で、また必要に応じて関係機関や地域と連携をしながら、未然防止及び早期発見・早期対応につながる取組をより進めていく必要があります。

[第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策（12） 取組⑳㉑㉒／P. 38]

（5）子どもの居場所について（条例第27条関連）

第8回の実態・意識調査では、「地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。」という質問に対し、23.6%の子どもが「ない」との結果でした。

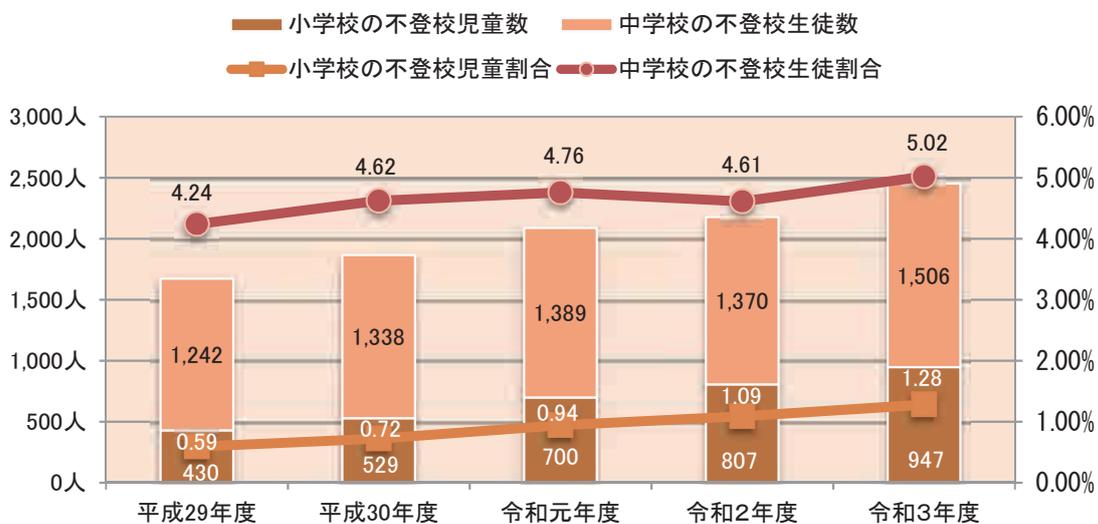
地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分の好きなことをする場所があるか



出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

また、令和3（2021）年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、川崎市立小学校の不登校児童は947人で、中学校の不登校生徒は1,506人でした。

川崎市立小・中学校における不登校児童生徒数と割合



出典：令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（川崎市・文部科学省）

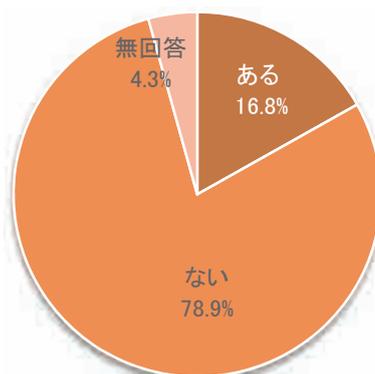
すべての子どもに対して、地域における居場所の確保が課題となっています。不登校児童生徒数が増加する中では、不登校の児童生徒が安心して過ごせる居場所が確保できるよう、適応指導教室「ゆうゆう広場」、「フリースペースえん¹¹」、「こどもサポート¹²」などの施設を通じて支援を進めるとともに、子ども一人ひとりが、ありのままの自分でいられ、安心して過ごすことができる「居場所」を持つことができるように、市内で子どもが利用する既存の施設を積極的に活用し、地域で子どもの居場所づくりを行っている市民団体とも連携しながら、地域の中においてさまざまな形で居場所づくりを進めていく必要があります。

[第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策（15） 取組③①③②③③/P. 40]

（6）子どもの意見表明・参加について（条例第29条関連）

第8回の実態・意識調査では、子ども会議や地域のイベント等運営会議など、地域の中で「話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。」という質問に対し、78.9%の子どもが「したことがない」との結果でした。

地域の話し合い（子ども会議、地域のイベント等運営会議など）に参加したことがあるか



出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

「こども基本法」には、その基本理念として、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とい

う事項が盛り込まれるとともに、基本的施策として「施策に対するこども等の意見の反映」が位置付けられるなど、意見表明・参加についての取組の推進が求められています。

子どもは現在の社会を構成する一員であり、社会は子どもに開かれていなければなりません。子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見が十分に反映されるよう、これまでの取組を活かしながら、子どもの自主的・自発的な意見表明と参加を促進するため、仕組みの充実や情報提供などの取組が必要です。

[第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組③⑤③⑥③⑦③⑧/P. 41]

¹¹ フリースペースえん：学校外で多様に育ち、学ぶ場として川崎市子ども夢パークに設置された公設民営のフリースペース。

¹² こどもサポート：主に区役所において実施している子どもの居場所提供事業またはその施設のこと。川崎区の旭町こども文化センターの一部を活用した「こどもサポート旭町」、小田こども文化センターの一部を活用した「こどもサポート小田」、高津区の「こどもサポート宮ノ下」、宮前区の南野川小学校第4校舎の一部を活用した「こどもサポート南野川」の4つがあります。

～ 子どもの参加に関する主な仕組み ～

子ども会議：条例の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために開催されています。子どもたちは、子どもの自主的及び自発的な取組により、子どもの意見を整理し、市長に提出することができます。

学校運営協議会：保護者や地域住民等が学校運営や学校に必要な運営支援について協議するために開催されています。児童生徒が学校での取組や地域への願い等について地域住民に伝える機会を設けています（学校教育推進会議含む）。

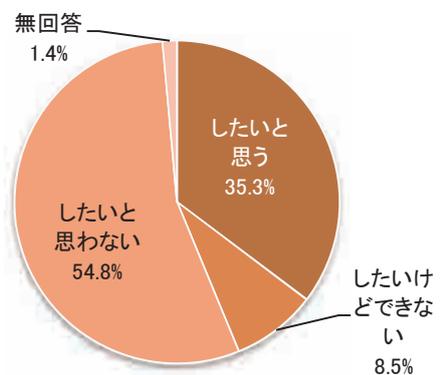
子ども運営会議：こども文化センターの利用者である子どもとその職員によって構成され、こども文化センターの運営や行事等について話し合う会議。すべてのこども文化センターに設置されています。

(7) 相談機関・救済制度の利用について（条例第35条関連）

第8回の実態・意識調査では、「困ったり悩んだりしたとき、（相談・救済機関のうち）どこかに相談したいと思いませんか。」という質問に対し、63.3%の子どもが「したいと思わない」、「したいけどできない」と回答しました。

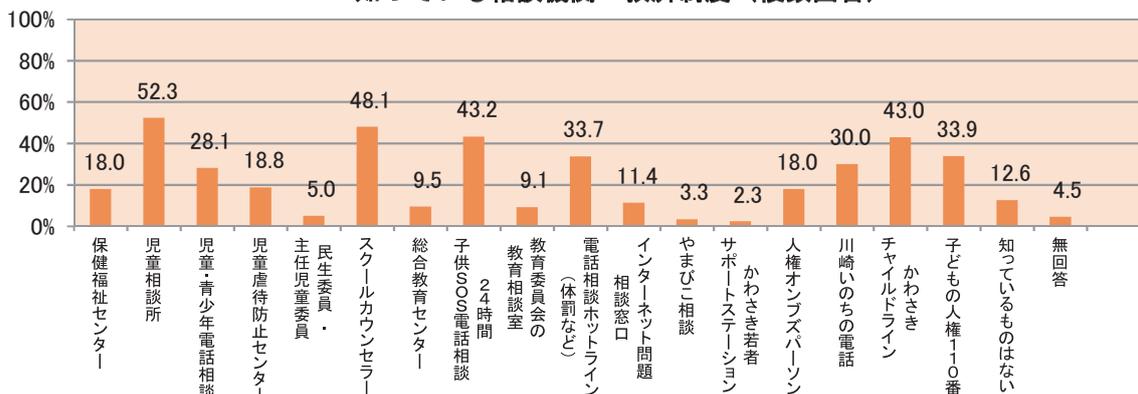
相談機関・救済制度については、「知っているものはない」と回答した子どもが12.6%であったことから、多くの子どもがいずれかの機関・制度を知っているにもかかわらず、必要ときに相談先として選択されないという結果が表れています。

困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思うか（子ども）



出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

知っている相談機関・救済制度（複数回答）



出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

また、困ったり悩んだりしたときに相談したいけどできない理由について、相談に行くのに「勇気がある」や「恥ずかしい」「自分の意見を話すのが苦手」「相手に迷惑ではないか不安」などが挙げられていました。

条例第12条では、子どもはあらゆる権利侵害から逃れられ、状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されなければならないとしています。設置されている相談・救済機関が十分に活用されているとは言えない状況は課題であり、子どもを権利侵害から守るために、子どもが困ったり悩んだりしたときに相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。また、子どもには、困ったときに相談してよいことを伝えていく必要があります。

[第7次行動計画への反映：施策の方向V 推進施策（23）（24） 取組④⑤⑥/P.44]

3 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて

社会状況や経済状況など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化したことによる、様々な不安や地域における孤立感などの高まりを背景に、児童虐待相談・通告件数は年々増加傾向にあります。また、いじめ等の問題の深刻化や新型コロナウイルス感染症に起因する行動制限などにより、子どもは日常生活の中で生きづらさを感じていることも考えられます。子どもが将来に夢と希望を抱き、学びや体験を通して自信を持ち、あらゆることに挑戦できることを、子どもを含めた市民が実感できる取組が求められています。

本市では、全国に先駆けて条例を制定し、子どもの権利に関する施策を推進してきました。令和3年4月には施行20年を迎え、改めて条例の意義や施策が、一人ひとりの子どもを支援することにつながっているかを意識する必要があります。また、子どもの権利をめぐる課題には、すぐに解決できるものだけではなく深刻化・複雑化しているものも多いため、行政だけではなく多様な主体と協働・連携した取組や持続的な取組が必要です。

これまで、ともに検証活動を進めてきた権利委員会からは、「第7次子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見」として、計画の策定にあたっては、これまで条例に位置付け進めてきた取組について、より一層の推進を図ると同時に、特に重点的に取り組む必要があるものとして、次の項目があげられました。

- ①長期化するコロナ禍による子どもの権利に関する課題への対応
- ②学校での子どもの権利保障（条例第7・21・23・24・32条関連）
- ③居場所（条例第27条関連）（P.66参照）

①においては、主な内容として、コロナ禍での行動制限が子どもに及ぼす影響を調査分析し、影響を低減させるために庁内横断的に取り組むことや、虐待件数の増加等に対しキャッチアップ手法を改善・多様化すること、また、子どもに関わる施策・行事の変更時において子どもの

参画など子どもの権利主体性の手続き的担保が図られることなどについて、御意見をいただきました。

②においては、全ての学校職員が条例を学び、常に意識して子どもに関わることや、虐待、体罰、いじめ等問題が起こった場合、当事者同士だけでの解決に頼らず、学校のみならず関係機関や支援者を交えて対応し、子どもの最善の利益を考え再発防止に努めること、また、学校等で主体的に意見を表明し、子どもが主体的に参画する学びの場となるよう、子どもが教員や大人に意見を言える雰囲気醸成することなどについて、述べられています。

③においては、子どもたちが権利の主体であることを、居場所での実体験を通して知ることにより、自ら大切さに気付くことができると考えられ、子どもの居場所に関わる大人は、条例を常に意識して子どもに関わるのが大切であることや、居場所が子どもの SOS をキャッチする場として重要であること、また、子どもの権利を保障するための選択肢の多様化、地域団体と連携した取組などについて御意見をいただきました。

児童虐待や体罰、いじめ等については、国内で深刻な問題として取り上げられており、本市においてもそれは例外ではありません。被害にあっている子どもは、親にも学校等の職員にもなかなか打ち明けられずに、状態が深刻化してしまうこともあり、早期の把握と関係機関等による連携した対応が重要です。

また、子どもの意見表明・参加については、条例施行から約 20 年余が経過し、社会環境が大きく変化した現在においても、子どもを単に保護する対象ではなく、大人とともに社会を構成するパートナーであると捉え、その主体的な地位を保障する必要があります。子どもが現代の市民社会を大人とともに築いていく「市民」として、家庭・学校・地域の中で安心して自分を表現し、他の人との関係性を構築しながら、今の社会に生きている実感を持てることこそ、子ども自身の成長に極めて大切です。そのためにも、地域の中に自分らしく安心して過ごし活動できる機会や居場所を充実させることも重要です。

さらに、子どもに関わる職員は、条例を理解し、子どもの権利を常に意識して子どもに関わるとともに、関係局が連携し横断的に取り組む必要があります。

第7次の行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会から行動計画策定に向けた3つの重点的に取り組む必要があるとされた意見に含まれる「虐待・体罰・いじめ等からの救済方法や未然防止の重要性」及び「子どもが権利主体として参画し実体験を重ねることの重要性」の2つの要素と、居場所は2つの要素を支える礎であることを踏まえ、24 の推進施策（P.29 参照）と併せて「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」、「子どもの意見表明・参加を支援する取組」の2つを計画期間における重点的取組として位置付け、課題の解決に向けて取組を推進します（P.45～）。